

## 大学運営に関わる方針

東京医療学院大学（以下「本学」という。）は、その理念・目的を実現するため、以下のとおり、大学運営に関わる方針を定める。また、本学の大学運営の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつけるものとする。

- (1) 学長の責任ある判断を可能とする体制を構築し、学内構成員の意見も参考とした適切な大学運営を実現する。
- (2) 教学組織と法人組織の権限と責任をあらかじめ明確にした適切な連携体制を構築する。
- (3) 意思決定及び権限執行等は、関係法令及び理事長、学長、学部長、学科長等の権限と責任を明文化した規程に従って適切かつ公正に行うものとする。
- (4) 中期目標中期計画等の財務に関する計画を踏まえて、予算編成を行うとともに、適切な予算執行を行う。
- (5) 大学業務を円滑かつ効果的に行うため、適切な事務組織を設置し、これを十分に機能させる。そのため、大学の教育研究活動等に趣旨や目的、とりわけ学生に対する支援に深い理解を有する職員を配置するとともに、専門的な知識及び技能を有する職員の育成や配置を行う。また、それらの職員が積極的に企画立案能力を発揮し、大学運営において主体的な役割を担い得る環境を整備する。適正な人事制度に基づく処遇改善等を通じて職員の意欲向上を図る。